

投票日は
4/12

市長選挙
市議会議員
一般選挙

任期満了に伴う庄原市長選挙・
庄原市議会議員一般選挙が4月5
日(日)に告示、4月12日(日)に投票
が行われます。

皆さんの1票は、これからの市
政を左右する大切な1票です。明
るい選挙で私たちの代表を選びま
しょう。

投票日時 4月12日(日)

7時～18時(一部の投票所では19時
まで)

投票場所 市内80投票所。投票
区の見直しにより、投票所が変更
になる地域があります。後日送付
する入場券(はがき)に記載され
た投票所で投票してください。

投票できる人 平成元年4月13日
までに生まれた人で、本年1月4日
までに庄原市に住民登録をした人
※投票日前に庄原市外へ転出した
人は投票できません。

※3月27日(金)以降に市内で転居
する人は、転居前の住所地の投票所

で投票してください。

開票 20時45分から市総合体育
館で即日開票します。

◎期日前投票

4月12日の選挙当日に仕事や旅
行などで、投票所での投票ができ
ない場合は、「期日前投票」ができ
ます。

投票期間 4月6日(月)～11日(土)

時間 8時30分～20時

会場 選挙管理委員会事務局およ
び各支所の期日前投票所

持ち物 入場券(入場券がなくて
も選挙人名簿に登録されていれば
投票できます)

◎不在者投票

①仕事などで市外に滞在している人

滞在先の市区町村選挙管理委員会
で不在者投票することができます。

②病院などに入院・入所している人

病気や出産などで入院している人
や老人ホームの入所者などで、病院
や施設内で不在者投票ができます。

郵便による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳
を持つている人で、一定基準以上の
障害のある人、または介護保険法
上の「要介護者」で要介護状態区

分が「要介護5」に該当する人は、
郵便による投票ができます。

なお、事前に選挙管理委員会が
発行する証明書の交付を受ける必
要があります。

※障害の程度により代理記載をす
ることがあります。(ただし、事前
の届け出が必要です)

立候補予定者説明会

▼庄原市長選挙

とき 3月16日(月)10時～
ところ 庄原市ふれあいセンター

▼庄原市議会議員一般選挙

とき 3月16日(月)14時～
ところ 庄原市ふれあいセンター

問い合わせ

選挙管理委員会事務局

(☎0824-73-1126)

または各支所地域振興室



選挙の知識

選挙運動ができる期間

立候補届け出前の選挙運動は禁
止されています。選挙運動のでき
る期間は、立候補届けが受理され
た時から投票日の前日までです。こ
の期間中も、選挙カーなどでの連
呼行為や街頭演説は8時から20時
までとされています。

禁止されている主な選挙運動

●戸別訪問

●飲食物の提供(湯茶やお茶う
け程度の菓子は除く)

※選挙運動に従事する人や選挙
運動のために使用する労務者に
限り、限られた数と一定価格以下
の弁当を提供できます。

●氣勢を張る行為(自動車を連ね
る、サイレンを吹き鳴らすなど)

寄附の禁止

きれいな選挙や政治をするため
に、政治家や候補者(立候補の
意思がある人も含む)は、選挙
のあるなしにかかわらず選挙区内
の人に寄附をしてはいけません。

また、有権者が寄附を求めるこ
とや後援団体(後援会)が寄附
することも禁止されています。

